

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月10日提出

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

1 専決処分の内容

令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

2 専決処分年月日

令和6年5月17日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）について、専決処分する。

令和6年5月17日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 予算の内容

別紙「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」のとおり

(別 紙)

令和 6 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,138 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,320,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 17 日専決

安芸高田市長 石丸 伸二

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
19 繰入金		1,160,589	6,138	1,166,727
	2 基金繰入金	1,160,585	6,138	1,166,723
歳 入	合 計	19,314,000	6,138	19,320,138

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		3,768,733	6,138	3,774,871
	1 総務管理費	3,420,464	6,138	3,426,602
歳 出	合 計	19,314,000	6,138	19,320,138

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
19 繰入金	1,160,589
歳入合計	19,314,000

(単位:千円)

補 正 額	計
6,138	1,166,727
6,138	19,320,138

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,768,733	6,138	3,774,871
歳出合計	19,314,000	6,138	19,320,138

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	6,138
0	0	0	0	6,138

2. 歳入
 (款) 19 繰入金

款			補正前の額	補正額	計
	項				
		目			
19	繰入金		1,160,589	6,138	1,166,727
	2	基金繰入金	1,160,585	6,138	1,166,723
		1 財政調整基金繰入金	272,000	6,138	278,138

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	6,138	財政調整基金繰入金

3. 歳出
(款) 2 総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費		3,768,733	6,138	3,774,871	0	0	0	6,138
	1	総務管理費	3,420,464	6,138	3,426,602	0	0	0	6,138
		7 企画費	300,319	6,138	306,457	0	0	0	6,138

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	6,138	企画調整等に要する経費 6,138 企画調整事業費 6,138 12 委託料 6,138 ○一般業務に関する委託料 6,138 認定こども園基本構想作成業務委託料 6,138